

南九州市伝統的建造物群保存地区保存条例（抜粋）

（現状変更行為の規制）

第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- （１） 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築・増築・改築・移転又は除却
- （２） 建築物等の修繕，模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- （３） 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- （４） 木竹の伐採
- （５） 土石類の採取

2 前項の規定にかかわらず，同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては，同項の規定による許可を受けることを要しない。

- （１） 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- （２） 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築・増築・改築・移転又は除却
 - ア 仮設の工作物の新築・増築・改築又は移転
 - イ 水道管・下水道管，井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築・増築・改築・移転又は除却
- （３） 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐・枝打ち・整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
 - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - オ 仮植した木竹の伐採
- （４） 前3号に掲げるもののほか，次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 鹿児島県公安委員会及び道路管理者が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
 - ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし，次の各号に掲げるものを除く。
 - （ア） 建築物等の新築・改築・増築・移転又は除却
 - （イ） 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置
 - （ウ） 宅地の造成又は土地の開墾
 - （エ） 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

3 市長は，第1項の許可を与える場合には，保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準)に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それ等の行為後の伝統的建造物の位置・規模・形態・意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置・規模・形態・意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第5号までの行為についてはそれらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。